

重要事項説明書（電力受給契約）

株式会社ナンワエナジー（以下「当社」といいます。）が発電者から太陽光発電による余剰電力を受給する際の条件に関する特に重要な事項についてご説明いたします。

内容につきましては、「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約約款」（以下「受給約款」といいます。）と併せてご確認ください。尚、本書と受給約款に相違がある場合は、受給約款が優先するものとします。

受給契約のお申し込みにあたっては本書を十分にご理解、ご承諾いただき、また受給約款および「個人情報の取扱いについて」記載の事項についてもご承諾いただいた上で、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。

1. お申込み方法

当社指定のお申込書によりお申込みいただきます。

2. 受給契約の成立と契約期間

(1) 受給契約は、発電者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は次によります。

- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までといたします。）の末日までといたします。
- ロ 当社または発電者のいずれかから、契約期間満了の1ヶ月前までに受給契約の終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、受給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

3. 買取の開始時期

買取の開始時期は、受給手続きおよびその他必要な手続きが完了した後の最初の検針日といたします。なお、固定価格買取期間の満了前にお申込みいただいた場合は、買取期間満了日の翌日となりますが、必要な手続きが完了しない場合は、当該手続きが完了した後の最初の検針日といたします。

4. 買取単価

買取単価は8.5円/kWh（税込）となります。この単価には非化石価値相当額が含まれております。なお、この単価は2021年3月までの買取単価であり、以後変更の可能性があります。この場合、変更の1か月前までに変更後の買取単価および適用開始時期を、当社ウェブサイトへの掲載等、適切な方法によりお知らせいたします。

5. 料金の支払期日および支払方法

3か月に1回、発電者が指定する金融機関の指定口座への振込みによってお支払いいたします。（1月分から3月分の料金は4月末日、4月分から6月分の料金は7月末日、7月分から9月分までの料金は10月末日、10月分から12月分までの料金は翌年1月末日までにお支払いいたします。）

6. 受給契約の解約

(1) 他の買取事業者等への切り替えによる解約の場合は、当該買取事業者等に対し契約の申込をしていただきます。なお、転居や発電設備の撤去等に伴う解約の場合は、あらかじめその解約を希望する日を定めて当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。

(2) 当社は次の場合には、受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。

- イ 一般送配電事業者により電力受給を停止された場合において、発電者がその理由となった事実を解消されない場合

- ロ 発電者が受給契約によって支払を要することとなった債務や、電気需給契約によって支払を要することとなった債務等を支払期日を超過してもなお支払わない場合
- ハ 発電者が受給約款または託送供給等約款に違反した場合

7. 工事費負担金等相当額の申受け等

一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づき、電力受給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を、発電者より申受けます。

【小売電気事業者】

登録番号 : A0023

会社名 : 株式会社ナンワエナジー

本社所在地 : 〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町3番地166

代表者 : 代表取締役社長 川畑 佑樹

【お問い合わせ先】

株式会社ナンワエナジーカスタマーセンター

電話番号 0120-055-708

受付時間 9時00分～18時00分（日・祝日・年末年始を除く）

【媒介事業者】

会社名 :

連絡先 :